

(公共706指導書)『私たちの公共』指導書
(2022年3月15日 初版発行)

以下の通り、当該書籍の内容を訂正していただくよう、お願い申し上げます。
謹んでお詫び申し上げますとともに、ご訂正のうえご指導くださいますようお願い申し上げます。
(2022.3)

ページ	箇所	(誤)	(正)
193	左段 22～23行	(反町義昭弁護士が開発した法教育教材「黙秘権の授業ワークシート」より転載)	(反町義昭「法教育教材」より)
193	左段 25行	憲法38条第1項は、	憲法38条第1項は、 (文頭1字アキに)
193	右段 4～5行	ということです。 もし両者の力関係が対等でないのに、	ということです。もし両者の力関係が対等でないのに、 (改行ナシに)
193	右段 21～22行	責任を負いません。 ところが、被疑者・被告人に	責任を負いません。ところが、被疑者・被告人に (改行ナシに)
193	右段 25～26行	それを証明することができない限り有罪にされてしまう <u>可能性</u> があるのです。	それを証明することができない限り有罪にされてしまう <u>危険性</u> があるのです。